

平成21年(ネ)第5763号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

被控訴人準備書面(2)

平成22年4月16日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸



同 弁護士 大 塙 陽



同 弁護士 辻 崇 成



被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬 洋



目 次

第1 本準備書面の目的 ······ ······ ······ ······ ······	4
第2 ディフェンシン耐性菌問題について	
1 前提事実 —GM作物野外実験栽培の国際的潮流 ······ ···	5
2 ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）	
について	
(1) 「抗生物質耐性菌について」及び「本論点に対する被控 ···	6
訴人の訴訟追行の問題点」との議論について	
(2) 「ディフェンシン耐性菌について」との議論について ···	8
(3) 乙第29号証に関する控訴人らの論難について ······ ···	12
(4) 小括 ······ ······ ······ ······ ······ ······	14
3 Zasloff論文について	
(1) 2005年Zasloff論文と本件との本質的相違 ······ ···	14
(2) 控訴人らによるZasloff論文の誤った理解、解釈ないし	
援用	
ア 2005年Zasloff論文に関する誤り ······ ······ ···	16
イ 2002年Zasloff論文の撤回の有無に関する誤り ······	17
(3) 小括 ······ ······ ······ ······ ······ ······	22
4 控訴人らの「耐性菌出現の場所」なる主張について	
(1) 控訴人らの原判決に対する論難 ······ ······ ······	23
(2) 本件鑑定結果の正当性 ······ ······ ······ ······	25
(3) 小括 ······ ······ ······ ······ ······ ······	25

5 被控訴人のディフェンシン耐性菌問題に関する認識について	
(1) そもそも本件実験栽培においてディフェンシン耐性菌が出現しないこと	26
(2) 控訴人らの「【解説】抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」(甲第3号証)に関する論難	26
(3) 小括	28
6 法律上も事実上も立証責任の転換がないこと	
(1) 緒論	28
(2) 不適切な判例引用	29
(3) 「予防原則」なるものの援用が不適切であること	30
(4) 小括	31
7 その他の控訴人の主張について	
(1) 「プロモーター」に関する議論について	32
(2) カール・ジンマー著「大腸菌」に関する議論について	33
(3) 控訴人らの遺伝子組換え技術に対する主観的忌避観等の表れ	33
第3 損害の不発生	33
第4 遺伝子組換え作物に関する政策動向 ードリームBTジャパン	34
第5 結論	36

第1 本準備書面の目的

- 1 被控訴人は、平成22年4月9日付被控訴人準備書面（1）において、本件訴訟の意味や本質を明らかにし、また、控訴人らによる今般の「控訴の趣旨」の変更が違法かつ理由がないことが明らかであり、直ちに却下ないし棄却されるべきものであることを指摘した。
- 2 そのほか、控訴人らは、控訴人準備書面（1）ないし（3）において、「ディフェンシン耐性菌問題」に関する議論を開闢しているが、
 - ① 後記第2. 7のとおり本件における主張・立証に無関係な「プロモーター」や「書籍『大腸菌』」に関する甲第143号証及び甲第144号証並びに
 - ② 被控訴人準備書面（1）第3のとおり直ちに却下ないし棄却されるべき違法・不当な控訴の趣旨の変更にかかるもので、被控訴人作物研究所のウェブサイトを単にプリントアウトしただけの甲第145号証を提出したのみで、実質的には新証拠と言えるようなものが提出されていないことからも明らかのように、いずれも既済の議論を徒に蒸し返すものに過ぎず、被控訴人としては、原判決を援用することで、十分にその反論たり得るものと思料する。
- 3 もっとも、（被控訴人準備書面（1）でも述べたとおり、）蒸し返しに過ぎない議論の中にも「科学的知見に照らして明らかに不当ないし誤った記述」が多數存在することから、被控訴人は、被控訴人準備書面（1）に統くものとして、本準備書面において、念のため、これらの議論に反論し、さらに、本件実験栽培の実施によって控訴人らは何らの損害も被っていないこと等についても付言することとする。

第2 ディフェンシン耐性菌問題について

1. 前提事実 - GM作物野外実験栽培の国際的潮流

(1) 控訴人らは、控訴人準備書面(3)第1. 2(2)において、「本GMイネは生命操作により世界で初めて誕生した組換え植物であり、それが自然界でどのような危険な事態をもたらすかについて過去のデータがない。それゆえ、ディフェンシン耐性菌問題に対して、どのようにしてこの生物災害から原状回復できるのかについても過去のデータがない。」(3頁、下から3行目以下)などとして、本件GMイネについての本件実験栽培が、あたかも世界で全く前例のない未知なる実験かのように論難する。

(2) しかしながら、米国のISB(Information Systems for Biotechnology)が平成22年2月14日現在でまとめ、ウェップサイト上で公開している情報によれば、総計2,059件の野外実験栽培承認案件でテストされた遺伝子延べ数の中で、抗菌活性を有する蛋白質の遺伝子に関する件数は以下の通りである(1件の承認で複数の遺伝子をテストする場合が多いため、導入遺伝子の種類数は承認案件の件数よりも多くなる。また、企業秘密のため公開されていない情報はカウントされていない)。

セクロビンB (抗菌活性)	13件
セクロビン (抗菌活性)	13件
抗糸状菌活性蛋白 (※本件で問題とされている「カラシナディフェンシン」もここに含まれる)	11件
抗細菌活性ペプチド D2A2	6件
チオニン (抗菌活性)	4件
抗微生物活性ペプチド (詳細不明)	4件
抗微生物活性ペプチド PGL	4件

※ 3件以下の案件は省略したが、ここまでだけでも合計55件に上っている。

なお、米国における遺伝子組換え植物の野外実験栽培は日本とは桁違いに多く、様々な遺伝子組換え植物がテストされているが、この間、野外実験栽培によって被害が生じたとの報告は存在しない。したがって、本件実験栽培は「世界で全く前例のない未知なる実験」などではなく、控訴人らの「本件GMイネは、世界で初めて作られたものであり、その危険性は計り知れない」との旨の主張は、その前提において誤っているのである。

- (3) また、上記のとおり、「野外実験栽培によって被害が生じたとの報告はない」という事実こそが「自然界でどのような危険な事態をもたらすかについて（の）過去のデータ」となるのであって、これまで何らの被害も発生してこなかった以上、「どのようにしてこの生物災害から原状回復できるのかについても過去のデータがない」のは至極当然である。
- (4) このように、控訴人らは、もっともらしい説明により本件実験栽培があたかも「人類史上初の未知なる無謀かつ危険な実験」かのように誤導を試みるが、決してそのようなことはない。

上記のとおり、本件実験栽培と同様の野外栽培は、その安全性が確認され、既に世界的に行われているものであるから、被控訴人は、この点につき、ディフェンシン耐性菌問題を議論する大前提として、念のためここに確認する。

- 2 ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）について
- (1) 「抗生物質耐性菌について」及び「本論点に対する被控訴人の訴訟進行の問題点」との議論について
- ア 被控訴人がこれまで控訴答弁書第2、3(2)イ(9頁)等で再三指摘しているにもかかわらず、控訴人らは、「被控訴人が、『抗生物質

による耐性菌出現』と『ディフェンシンによる耐性菌出現』とは別個独立の事象であって、前者から後者を類推する『ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）』は誤っているとする理由」につき、あたかも被控訴人が「『抗生物質耐性菌の場合には突然変異によるもの』は存在しないか、またはごく僅かしか存在しない」（控訴人準備書面（2）第1. 2 (1) (3頁))などと主張しているかのように一方的に断定し、これに対して批判を試みる。

イ しかしながら、「『抗生物質耐性菌の場合には突然変異によるもの』は存在しないか、またはごく僅かしか存在しない」などということは、被控訴人として主張したことはない。被控訴人は、「ディフェンシン耐性においては水平伝搬が生ずることを示す科学的知見が存在しないのに対し、抗生物質耐性については水平伝搬が生ずるが故に耐性菌が問題となっている」との事実を端的に述べているのである。

要すれば、控訴人らは、被控訴人の主張とは異なる「控訴人ら創作にかかる架空の異説」なるものを作り上げ、これを被控訴人の主張であるなどとして、一人相撲が如く、無意味な批判を展開しているに過ぎない。

	控訴人ら創作にかかる 架空の異説	被控訴人が一貫して主張している内容
抗 生 物 質 耐 性	抗生物質耐性菌の場合は、突然変異によるものは存在しないか、またはごく僅かしか存在しない。	水平伝搬が生ずるが故に、抗生物質耐性菌が問題となっている。 (抗生物質耐性菌を“ヒトに悪影響を与える問題”ならしめている原因は、主として水平伝搬にある。)
ディフ エンシ ン耐性	突然変異によるもの。	ディフェンシン耐性においては、水平伝搬が生ずることを示す科学的知見は存在しない。 また、そもそも、突然変異についても、本件実験栽培でディフェンシン耐性菌は出現し得ない。

この点、控訴人らは「3. 本論点に対する被控訴人の訴訟進行の問題点」(控訴人準備書面(2)4頁)などとして、あたかも被控訴人の主張が変遷しているかのように述べるが、「控訴人ら創作にかかる架空の異説」を前提とするものであり、事實として正しくないことは言うまでもなく、弁証方法としても不適切の極みである。

繰り返しになるが、「ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説(仮称)を否定する理由」に関する被控訴人の主張についての正しい理解は、前記表中の「被控訴人が一貫して主張している内容」に記載したとおりである。

ウ なお、抗生物質耐性菌の議論からディフェンシン耐性菌の議論を類推できないことについては、被控訴人が控訴答弁書 第2. 3(2)イ「ディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説(仮称)(見かけ上の積極的根拠)に対する反論」(9頁以下)で詳述したとおりである。

(2) 「ディフェンシン耐性菌について」との議論について

ア 控訴人らは、控訴人準備書面(2)第1. 2(2)において、

なぜなら、耐性遺伝子の伝播によるディフェンシン耐性菌の存在が、
綠膿菌、サルモネラ、ネイセリア(髄膜炎原因菌)などで確認された
論文がいくつも報告されているからである(1999年。Science 286: 1561-1565。2003年。Molecular Microbiology 50: 205-217。同年。Molecular Microbiology 50: 219-230。2005年。Journal of Bacteriology 187: 5387-5396。
(3頁下から8ないし4行目抜粋)

などとして4編の論文を列挙し、あたかもこれらの論文に「ディフェンシン耐性菌の場合に耐性遺伝子の伝播によるものが存在する」旨記

載されているかのように主張する。

イ しかしながら、控訴人らが「ディフェンシン耐性菌の場合に耐性遺伝子の伝搬によるものが存在する」と主張する代表的な根拠として列举した上記点線枠内の4編の論文について、独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構（被控訴人）作物研究所に所属する研究者*（薬学博士）の協力を得て精査するも、

これらの論文は、いずれも「耐性遺伝子の伝播によってディフェンシン耐性菌が生じたことを述べたもの」ではなく、ご照会の様な趣旨を扱った論文ではありませんでした。また、いずれの論文についても、「耐性遺伝子の伝播によってディフェンシン耐性菌が生じたこと」を意味する様な言及は、一切見あたりませんでした。（乙119）

という状況であり、いずれの論文も「耐性遺伝子の伝搬によってディフェンシン耐性菌が生じたこと」を述べたものではない。

ウ そして、これらの論文は、

これらの論文で扱っております抗菌活性蛋白質は、ディフェンシンとは全く異なるポリミキシンBと呼ばれるものやこれに類似のもの、或いは本件ディフェンシンとは全く構造の異なる短いペプチドであり、いずれもディフェンシンに関する論文ですらありません。

ポリミキシンBはわが国でも医薬品として使われているものです。その構造は特殊なアミノ酸が環状につながったもので、ディフェンシ

* 薬学博士 大島正弘（独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構（被控訴人）作物研究所稻遺伝子技術研究チーム チーム長）

1982年 東京大学大学院薬学系研究科修士課程修了

1982年 農林水産省農業技術研究所入所

1983年 農林水産省農業生物資源研究所

2006年 現職

ンとは全く異なるものですので、ポリミキシンBとディフェンシンとを間列に扱うことはできません。ポリミキシンBについては、むしろ抗生素質の一種とお考えいただいた方が宜しいかと思います。(乙119)

というものであり、「耐性遺伝子の伝搬によるディフェンシン耐性菌の出現」に関して言及すらしていないばかりか、そもそもディフェンシンに関する論文でもないのである(ポリミキシンBが、一般的にも抗生素質の一種とされていることについては、乙第120号証の1ないし2の着色部分を参照のこと)。

すなわち、これらの論文は、いずれも、ディフェンシン耐性菌の出現が問題となっている本件とは全く無関係なものである。

エ なお、控訴人らが、これら4編の論文について「耐性遺伝子の伝搬によってディフェンシン耐性菌が生じたことを述べたもの」と誤解した点については、「誤解の内容からして、ポリミキシンB等とディフェンシンを混同してしまっている可能性が高い」(乙119)と考えられる。すなわち、「これらの論文の内容は非常に高度なものであり、これらの論文を読みこなすためには、単に英語が理解出来るだけではなく、分子遺伝学や生化学に関する広範な専門知識が不可欠」(乙119)だからである。

もっとも、仮にこれらの論文を専門家が分析したのであれば、「ポリミキシンB等をディフェンシンと読み誤つておられる点については、論文冒頭の要旨の部分だけでもお読みになれば決して起こらないような間違いですので、なぜ、そのような誤解が生じたのか大変理解に苦しむ」(乙119)ところである。

オ このように、控訴人らは、「ディフェンシン耐性遺伝子の水平伝搬」に一切触れていない論文について、あたかも「ディフェンシン耐性菌の場合に耐性遺伝子の伝搬によるものが存在する」旨の言及がなされているかのように装ったものである。

そして、本来、外国語の論文等を証拠として提出する際は翻訳の作成者を明らかにした和訳を併せて提出すべきところ（民事訴訟規則138条1項）、「あえて、かような証拠による引用摘示の方法をとらず、関連性がない故に証拠能力すら疑われる外国語論文を、あたかも関連性があるかのように仮装して主張に混在させる方法」が不当であることは、明らかであろう。

しかしながら、控訴人らは、被控訴人からの再三の指摘にもかかわらず、ほかにも、後記3の2005年Zasloff論文に関する議論など、「科学論文の誤った解釈や独善的な援用」を繰り返し行った前歴があり、こうした同種前歴が存在することに照らしても、「控訴人らは、審理搅乱を目的とし、今般の科学論文の援用が誤りであることを認識し、かつ認容しながら、あえてこれを行ったのではないか」との疑惑を払拭し得ない。

控訴人らによるこのような訴訟活動は、「当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない」旨を明する民事訴訟法2条の精神に悖るものと言わなければならず、理由なき訴訟に関わらされた立場とはいえ、出来る限り誠実に対応しようとしている被控訴人としては残念でならない。

(3) 乙第29号証に関する控訴人らの論難について

ア さらには、控訴人らは、「被控訴人は、緑膿菌について、上記木暮意見書（2）が指摘した『耐性遺伝子の伝搬によるディフェンシン耐性菌が存在すること』を実は知っていた。なぜなら木暮意見書（2）が提出された翌日、被控訴人の本野外実験責任者がこれを認める書面（乙29）を提出しているからである。」（控訴人準備書面・（2）第1、3（4頁、8ないし11行目））などとして、被控訴人中央農業総合センター研究管理監田中宥司（当時）作成にかかる乙第29号証「小暮氏 意見書（2）について」において、あたかも被控訴人が「耐性遺伝子の伝搬によるディフェンシン耐性菌が存在すること」を認めているかのように論難する。

イ しかしながら、乙第29号証の作成者自身が

私は、乙29を作成した当時も、現在も、「耐性遺伝子の伝搬によるディフェンシン耐性菌が存在すること」など聞いたことがありませんし、その存在を確認したこと也没有（乙121）

と述べていることからも明らかだとおり、乙第29号証は、被控訴人が、「耐性遺伝子の伝搬によるディフェンシン耐性菌が存在すること」を知っていたことを裏付けるものではない。

ウ なお、控訴人らは、乙第29号証の「現在、普遍的に存在する緑膿菌は、すでにカラシナ・ディフェンシンに対する耐性を有しておりカラシナ・ディフェンシンにとっての耐性菌であることは、農学や植物学の専門家の中では広く知られているところである」との記載部分から、「緑膿菌は、耐性遺伝子の伝搬により出現したディフェンシン耐性菌である」と誤解したのではないかと考えられるところ、当該記載は、

「緑膿菌は、もともとカラシナ・ディフェンシンが効かない種類の菌である」と述べているのであって、「ディフェンシンが効かない菌として、もともと自然環境下で存在している」ことを説明したに過ぎ（ない）（乙121）

のである。

そして、「乙29を注意深く読んでいただければ、控訴人側の主張のような誤解は生じないはず」（乙121）なのであって、この点においても、控訴人らは、科学的な文書について「誤った解釈や独善的な援用」を繰り返しているのである。

エ このように、本件訴訟においては、控訴人らによる科学論文等の「誤った解釈や独善的な援用」が繰り返されている状況であり、前記（2）で述べた経緯に照らしても、被控訴人としては、これ以上の審理攢乱策により、応訴負担が一方的に加重されることを強く忌避する次第である。

そこで、被控訴人は、貴席より、控訴人らに対し、「科学論文等を引用するにあたっては、よく読み※、正確に理解した上で、引用の過誤が容易に発見できるような適式な証拠提出手続を経て行うものとし、二度と前記のような誤った証拠援用を行う等して審理を攢乱してはならない」旨、強くご指導いただきたく、本主張に併せ申する次第である。

* Zasloff教授が著した科学論文が控訴人により誤った引用をされた件に関し、同教授に控訴人の解釈引用の妥当性を糺す照会した際、教授は、read carefully<よく読め（ば控訴人の疑問する誤った引用はできないはずだ）>と回答し、控訴人らの不適な科学論文引用姿勢を痛烈に批判している。

(4) 小括

以上のように、控訴人準備書面（2）に記載の控訴人らによるディフェンシン耐性菌・抗生物質耐性菌同類仮説（仮称）に関する論難は、被控訴人の主張に関する誤った理解ないし思い込み、あるいは科学論文等の誤った理解・援用に基づくものであって、いずれも何らの合理的な理由も存しない。

したがって、「抗生物質による耐性菌出現」と「ディフェンシンによる耐性菌出現」とは別個独立の無関係な事象であって、前者から後者を類推することができるのは当然であり、いずれにせよ、本件鑑定においては「本件GMイネの体外にディフェンシンは流出しない」との明確な鑑定結果が得られている以上、ディフェンシン耐性菌など出現しないとした原判決の判断には何らの違法も存在しない。

3 Zasloff論文について

(1) 2005年Zasloff論文と本件との本質的相違

ア 控訴人らは、本件において、2005年Zasloff論文（甲93）を援用し、あたかも「本件実験栽培が行われた圃場（以下「本件高田圃場」という）のような自然の環境下においても、簡単にディフェンシン耐性菌が出現する」かのように主張する。

イ しかしながら、被控訴人が再三指摘してきたように、2005年Zasloff論文は、「もともと医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、実験環境を人為的に作出了ラボ実験の結果をまとめた論文」であって、自然環境下における事象を議論すべき本件（過去に行われた圃場実験という自然環境内におけるディフェンシン漏出の有無の確認）とはおよそ無関係であって、本件

実験栽培には全く援用できない。

さらに、控訴人ら自身も控訴人準備書面（1）第2. 6（6頁）において「②. 本共同実験では『腸イオン性抗菌ペプチド』であるペキシガナンが使用されているが、本野外実験で本GMイネが產生するディフェンシンもまた『腸イオン性抗菌ペプチド』である」と認めているように、2005年Zasloff論文は、「ペキシガナン」に関するものであって、本件で問題となっているディフェンシンとは異なる物質についての議論であり、科学的理義において、このような差異を無視し、これを強引に本件に適用することは出来ない（なお、Zasloff教授が、後記（2）イ（イ）のとおり、控訴人らの主張を基にした照会に対して、「私の論文を注意深く読みなさい」と回答したのも、控訴人らのこうした強引な論文解釈・援用に対する忌避の念に基づくものと思われるるのである）。

	2005年Zasloff論文	本件 (ディフェンシン耐性菌 問題に関する部分)
目的	もともと医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、「通常存在する自然的環境とは言い得ない実験環境」を人為的に作出したラボ実験の結果をまとめた論文	過去に行われた圃場実験（水田）という自然環境におけるディフェンシン漏出の有無の確認という、自然条件下における事象の議論
問題 とさ れる 物質	ペキシガナン	ディフェンシン

ウ この点、控訴人らは、控訴人準備書面（1）において、被控訴人の上記主張に対する再反論を試みるが、いずれも既済の議論の蒸し返しばかりであり、被控訴人は、原判決の援用及び控訴答弁書第2. 3（2）ウ（ウ）（15頁以下）記載の主張により、十分に反論済みである。

もっとも、一部に2005年Zasloff論文に関する看過し難い誤った解釈等が援用されているため、念のため、以下に指摘しておくこととする。

(2) 控訴人らによるZasloff論文の誤った理解、解釈ないし援用

ア 2005年Zasloff論文に関する誤り

(ア) 控訴人らは、「『あたかも極普通にディフェンシン耐性菌が出現することを報じた』のは実は控訴人ではなく、2005年Peron-Zasloff論文自身である」(控訴人準備書面(1)7頁、本文下から9ないし8行目)ことの理由として、2005年Zasloff論文につき「細菌群が濃度の上昇する抗菌ペプチドに一貫して接触するならいつでもすぐに耐性が生じると予期できるということを示している」との部分を援用する(なお、控訴人らは、控訴人準備書面(1)第2.5(1)(5頁)においても、「自然界における耐性菌の出現の可能性について」と題して、当該部分を援用している)。

(イ) しかしながら、控訴人らが自ら援用しているとおり、耐性が生じることが予期し得るのは「細菌群が濃度の上昇する抗菌ペプチドに一貫して接触するなら」という前提条件のもとにおいてであり、2005年Zasloff論文におけるZasloff博士らの実験は、まさに当該前提条件を模索するために、最適な濃度条件や選抜条件の設定に試行錯誤した結果なのである。

すなわち、こうした重要な前提条件の存在を意図的に捨象して、あたかも本件高田園場のような自然環境下においても簡単にディフェンシン耐性菌が出現するかのように主張することは、悪質な誤導とも言い得るものである。

(ウ) そして、控訴人らは、かような誤った理解・解釈に基づいて、控訴人準備書面(1)第2.6においても、「①. 2005年 Perron-Zasloff 論文は、ディフェンシンなどの抗菌ペプチドに対する耐性菌の出現について、従来の抗生物質や抗菌剤の多用・濫用による耐性菌の出現と同様、自然界の条件下で出現し得るものとした」(6頁、9ないし11行目)などと述べるが、控訴人ら自身も「本件高田園場のような自然の環境下でディフェンシン耐性菌が出現し得る」旨の記述を引用できていないことからも分かるとおり、2005年 Zasloff 論文はそのようなことは何ら述べておらず、また、論理的に導くこともできない。

なお、加うるに、そもそも2005年 Zasloff 論文は、ディフェンシンとは構造が異なる物質であるペキシガナンに関するものであり、独自の見解に基づいて両者の差異を無視し、強引に本件に適用することが許されないことについては、前記(1)イで述べたとおりである。

イ 2002年 Zasloff 論文の撤回の有無に関する誤り

(ア) 控訴人らは、控訴人準備書面(1)第2.4において、「2005年 Perron-Zasloff 論文は、次の通り明確に述べた。『この実験結果は、実験室で耐性を獲得することは非常に困難であるという従来の報告(2002年ザスロフ)を否定した』」。(254頁左段下から9~7行目。アンダーラインは控訴人による)

つまり、2005年 Perron-Zasloff 論文は実験室で耐性菌の出現を確認することによって、2002年 Zasloff 論文の『抗菌ペプチドに対する耐性菌の出現は極めて考えにくい』という主張は間違っている

と斥けた。」(4頁本文下から3行目ないし5頁4行目)

などとして、あたかも2005年Zasloff論文が2002年Zasloff論文を撤回し、本件高田園場のような自然環境下においても耐性菌が出現する旨結論付けているかのように主張する。

(イ) しかしながら、控訴答弁書第2.3(2)ウ(ウ)c(17頁以下)で詳述したとおり、当のZasloff教授自身が「2002年Zasloff論文における『抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない』との主張が誤りであったことを率直に認めた」なる事実はないことを明言している(乙112及び乙113)。

質問事項	Zasloff教授の回答
1 Zasloff教授が2002年に科学雑誌Natureに発表した論文(M.Zasloff:Nature, 415, 389(2002))において「抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない」旨を記載したことは事実ですか	私の論文を注意深く読みなさい(読めば、後記2の回答のとおり、事実ではないことは明らかになるはずである)
2 上記1において、「YES」の場合、「2005年に、Zasloff教授において、上記主張が誤りであったことを率直に認めた」ことは事実ですか	事実ではありません

(ウ) この点、控訴人らは、控訴人準備書面(2)第3(8頁以下)において、「科学上の問題にかかる事柄を科学者に問い合わせて真相解明を行う場合などに、専門家に対する質問方法を伝統的な一問一答方式で行うこと」(9頁、9ないし10行目)や「被控訴人の質問で引用された控訴人の主張」(10頁、6行目)に問題があったとして、上記のZasloff教授の回答内容が本件訴訟において「何一つ役に立たない」(11頁、本文下から6行目)旨を再反論する。

しかしながら、被控訴人の照会とZasloff教授の回答が、立証事実との関係で十二分な関連性を有し、証拠能力を異議なく具備するこ

とはもちろんのこと、論文執筆者本人の直接のコメントとして、高い信用性を有することも論を俟たない。

加うるに、被控訴人は、控訴人らが原審において2009年6月17日付「原告準備書面(25)」により「それから3年後の2005年、当のZasloffが試験管で抗菌蛋白質により耐性菌が出発するのを確認し、自身の前記主張^{*}が誤りであったことを率直に認め(た)」(10頁本文、下から6ないし4行目)などと主張したことに応じ、当該主張の信用性の滅殺を目的とする証拠弾劾の一貫として、照会を実施したものであって、上記照会・回答のプロセスを通じて、「立証責任を果たせない状況に窮した控訴人らが関連性を欠く証拠を誤った方法で解釈・引用することを通じて自らの主張を不当に裏付けようとしたこと」を効果的に弾劾し、「控訴人の主張に根拠がない」という真実を発見させることに成功している。したがって、この意味においても、上記照会・回答は、真実発見に奉仕する立証活動として十分機能している。

もとより、控訴人ら自身も「専門家に対する尋問において、一問一答方式は不適切である」との定説があるわけではないことを認めている。加うるに、「争点の内容、証人が中立証人か敵性証人か等の事案に即して、質問の順序や一問一答方式にするか物語方式にするか等について、常に工夫をすることが大切」(門口正人編集代表『民事証拠法大系第3巻各論Ⅰ 人証』青林書院、106頁)なのであって、一問一答方式は立証を行うにあたっての方法選択の裁量に委ねられると理解されているところであり、「何一つ役に立たない」と断

^{*} Zasloff教授が、M.Zasloff:Nature,415,389(2002)の論文で、「抗菌ペプチドを基にした薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない」と述べたこと。

定するのは、立証活動を理解しない暴論と言わざるを得ない。

さらに言えば、本件においては、科学的知見を問う照会ではなく、「2002年 Zasloff 論文に記載の一定の命題が誤りであったことを率直に認めたかどうか」という単なる歴史的事実の確認に過ぎないし、法廷での証人尋問と異なり、一定の時間をかけて吟味した上で回答することが可能な「文書による照会」なのであって、控訴人の主張するような専門家に科学的知見を問う「尋問形式」（控訴人準備書面（2）9頁、下から3行目）には該当しないため、控訴人の批判はその前提すら欠いている。

(エ) なお、控訴人らは、被控訴人準備書面（2）第3、3において、「Graham Bell 氏（2005年 Perron-Zasloff 論文（甲93）の共同執筆者）も追加するのが回答の適正さを担保する上で必要」（11頁本文下から2行目ないし12頁1行目）あるいは「裁判所からの鑑定嘱託等の方法によるものとし、さらに質疑応答の方法についても、このような科学上の問題の事業解明については伝統的な一問一答方式ではなく、或る程度包括的に自由に回答してもらう自由叙述方式を採用すべき」（12頁、2ないし5行目）などと主張するが、上記のとおり、被控訴人による照会（乙112及び乙113）には控訴人の主張の信用性の減殺を目的とするものである以上、訴訟の迅速の観点からも、再度、裁判所からの鑑定嘱託等の方法により Zasloff 教授の共同執筆者である Graham Bell 氏に対する照会を行う必要性は全くない。さらに言えば、控訴人らが、2005年 Zasloff 論文につき、被控訴人が原審において平成21年6月17日付「準備書面（48）

一甲第93号証の訳文に関する民事訴訟規則138条2項に基づく「被告意見一」により指摘したような不正確な翻訳部分を訂正し、科学的に適切な理解・解釈を行えば、(Zasloff 教授の言葉を借りれば、控訴人らが「carefully read して」、証拠能力の要件である関連性を欠くことを素直に認め、証拠提出を撤回すれば)、かのような照会を行わずとも自ずと解決するはずなのである。

(無論、証拠提出を撤回すれば、控訴人らは自らの立証責任を果たし得なくなるが、もともと「確たる証拠もないまま人類滅亡仮説を根拠に精神的苦痛を訴え、訴訟提起後になって、自らの主張の裏付けとなる証拠を懸命に探し始める」と自体が誤っているのであり、当然かつ至当な帰結というほかない。)

(オ) また、2005年Zasloff論文の内容自体を検討した場合でも、控訴人ら自身が

「2005年Perron-Zasloff論文は、次の通り明確に述べた。『この実験結果は、実験室で耐性を獲得することは非常に困難であるという従来の報告(2002年ザスロフ)を否定した。』

と援用しているように、実験によって異なる結果が得られたとされている対象は

「実験室で耐性を獲得することは非常に困難であるという従来の報告(2002年ザスロフ)」(下波線は被控訴人による)

なのであって、2005年Zasloff論文は「実験室とは異なる本件高田園場のような水田等の自然環境下においても耐性菌が出現する」などとは一切述べていない。

(カ) このように、2005年Zasloff論文は「抗薙ペプチドを基にした

薬剤に対する耐性の獲得は起こりそうにない」旨を記載した2002年Zasloff論文を撤回するようなものではなかつたし、2005年Zasloff論文の内容自体を検討しても（本件高田園場のような水田等の）自然環境下においても耐性菌が出現する旨の記載は一切見当たらない。

(3) 小括

したがつて、「2005年Zasloff論文は、もともと医療用途で用いた場合に耐性菌が出現するか否かを検証することを目的として、実験環境を人為的に作出したラボ実験の結果をまとめた、実験室内の特殊な条件下のものであり、本件実験栽培とは本質的に異なるものであること」は明らかであり、控訴人らによる「2005年Perron-Zasloff論文に基けば、本野外実験においてディフェンシン耐性菌出現の具体的可能性は極めて高いことができる」（被控訴人準備書面（1）第2. 6（6頁、本文下から6ないし5行目））との旨の主張は前提において誤っている。

むしろ、被控訴人が原審において平成21年5月7日付「準備書面（47）－原告準備書面（24）に対するその余の反論－」（7頁、下から2行目以下）で述べたとおり、2005年Zasloff論文は、「抗菌活性を有するタンパク質に対する耐性菌は、半数致死濃度よりも高濃度にすることで選抜可能となる」ことを明らかにしている以上、「本件鑑定実験の『20ng/m以下』という検出感度が、ディフェンシンが最も効果を示す菌である『イネいもち病菌』の半数致死濃度（約1ppm）に対してすら『約50分の1』という極めて精密な数値であるという意味において、『耐性菌の出現』との関係で科学的に有意なものとして十分機能する」とした被控訴人の主張を補強して証明するものとして機能する

ものである。)

4 控訴人らの「耐性菌出現の場所」なる主張について

(1) 控訴人らの原判決に対する論難

ア 控訴人らは、控訴人準備書面(2)第4(12頁以下)において、「控訴人が本件鑑定の過程及び結論の瑕疵・違法について全く取り上げていなきことは明らかである」(14頁、7ないし8行目)として本件鑑定の過程及び結論に何らの瑕疵がなかったことを認めているにもかかわらず、「耐性菌の出現の場所」なる議論を展開し、原判決には「『イネ体内』に限定してしまい、イネ以外(?)で耐性菌の発生の可能性を原告らが立証できなかつたといふ事をもつて耐性菌の出現のおそれを全部否定し去つた」(12頁、本文下から11ないし9行目)なる違法が存在する旨論難する。

イ しかしながら、控訴答弁書第2.3(3)ア(19頁以下)で既に述べたように、原審においては、2005年Zasloff論文やその他の一般的な科学的知見に照らせば本件実験栽培においてディフェンシン耐性菌が出現しないことが明らかであったため、具体的に「本件GMイネ及び本件高田圃場の場合に、ディフェンシン耐性菌が出現するかどうか」について、控訴入らの鑑定嘱託の申立て(平成18年8月18日付「鑑定嘱託の申立て」参照)に基づき、控訴人らの「(ディフェンシンの水田中への流出を前提とした)人類滅亡仮説」なる主張に対応し、控訴人らの主導のもとに鑑定人(鑑定嘱託先)ないし実験条件等を策定して、本件鑑定が実施されたのであるから、「一審裁判所が、『耐性菌の出現の場所』について控訴人が一審で行った主張及び立証に正しく対応せず、主張及び立証をその一部のみに矮小化してしまった」

(控訴人準備書面(2) 14頁、2ないし4行目)などということはない。

すなわち、控訴人らが「イネ体外、体内、表面の場所を問わない」旨を主張することは、自ら「①本件GMイネ内部でディフェンシンが常時大量に生産される、②イネ内部で生産されたディフェンシンがイネの外部に漏出する、③ディフェンシンが様々な菌と接触する、④ディフェンシン耐性菌が出現する、⑤ディフェンシン耐性菌が増殖する」という機序でディフェンシン耐性菌の出現による生態系への脅威が生ずると主張」(原判決15頁、5ないし9行目。控訴人らの原審での主張を記載した部分)していたにもかかわらず、「原審において、かかる機序に基づき、多大な時間と労力を費やして実験設計を行い、鑑定実験までも実施したこと」自体を、そもそも無意味なものに帰させるに等しい行為であり、訴訟活動としても、あまりに無責任に過ぎるものである。

・ウ また、控訴答弁書第2、3(3)ア(エ)(20頁)で述べたように、仮に控訴人らが「イネ体外、体内、表面の場所を問わない」として「場所さえ限定しなければディフェンシン耐性菌が発生するかのような議論」を開くのであれば、それは、本件訴訟の争点である「本件栽培実験によりディフェンシン耐性菌が出現する機序」に関する主張そのものを放棄した無意味な議論である。

すなわち、「控訴人らが、『ディフェンシン耐性菌出現による人類滅亡仮説なる具体的危険に直面していること』の根拠として、『イネ体外、体内、表面の場所を問わないが、何処かでディフェンシン耐性菌が発生しているはずである』旨を主張すること」は、「これまで控訴人らが

行ってきた『ディフェンシン耐性菌が出現する機序』に関する主張・立証のすべてを自ら放棄すること」にほかならず、実質的にみれば、「ディフェンシン耐性菌が出現する機序の主張すらも思い付かないが、(遺伝子組換え技術あるいはカラシ菜という食べ物に対する主観的忌避観から)何となく不安であるから救済せよ」と主張するに等しいものであって、もはや訴訟の体すらなきものと言わざるを得ない。

(2) 本件鑑定結果の正当性

そして、控訴答弁書第2. 3 (3) イ (21頁以下) で述べたように、「水田水中に常時大量に漏出したディフェンシンが大量の耐性菌を生じせしめ、植物、さらには動物に悪影響を及ぼし、人類を滅ぼす」という控訴人ら主張の機序に応じて、しかも、鑑定嘱託機関・実験条件とともに控訴人らのイニシアチブにより実施された本件鑑定においては、「本件GMイネの体外にディフェンシンは流出しない」との明確な鑑定結果が得られており、控訴人らも、前記(1)アのとおり、本件鑑定の過程及び結論に何らの瑕疵がなかったことを認めているのである。

(3) 小括

したがって、控訴人らの言うような「『耐性菌の出現の場所』に対する一番判決の問題点」なる論難には何らの合理的理由もなく、ディフェンシンが本件GMイネの体外に流出しないことから控訴人らの主張を排斥した原判決に違法はない。

なお、念のため付言するに、控訴人らは控訴人準備書面(1)第1において、一方的に「上記②(註:耐性菌出現の具体的可能性)に対しては正面からの反論がなく、これを争わないものと思われる」などと断定しているが、被控訴人は本準備書面のみならず控訴答弁書第2. 3「(3)

「ディフェンシン耐性菌出現の具体的立証について」(19頁以下)等においても控訴人らの主張を強く争っており、当該断定がいかなる理由でなされたものか理解し難いのみならず、もはや度を過ぎた悪質な誤導と評さざるを得ない。

5 被控訴人のディフェンシン耐性菌問題に関する認識について

(1) そもそも本件実験栽培においてディフェンシン耐性菌が出現しないこと

以上のとおり、そもそも本件実験栽培においてはディフェンシン耐性菌が出現しないことが明らかなのであり、被控訴人が本件実験栽培にあたって、ディフェンシン耐性菌が出現するなどと認識していたことはないのは当然である。

(2) 控訴人らの「【解説】抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」(甲第3号証)に関する論難

ア これに対して、控訴人らは、「【解説】抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性」(甲3。以下「本件紹介記事」という)を偏頗的に捉え、これを以て本件実験栽培におけるディフェンシン耐性菌出現の事実の根拠にしようと目論むようである。

しかしながら、前記(1)のとおり本件実験栽培においてディフェンシン耐性菌は出現しないことが明らかである以上、全く無益な議論である。

無論、本件紹介記事にも「被控訴人がかような認識を有していたこと」を示すような記載など存在しないことは、既に控訴答弁書第2.3(2)ウ(イ)(13頁以下)で述べたとおりである。

イ そもそも、被控訴人としては、『人類滅亡仮説の根拠』や当該仮説

の前提事実たる『ディフェンシンの流出』や『ディフェンシン耐性菌の出現』という具体的的事実を立証する責任を負担すべき控訴人らが、『耐性菌問題に対する被控訴人の認識』などと題して、被控訴人の所属研究員の主観的認識を論じる意図」自体、およそ理解し難いところである。

ウ すなわち、仮に、この意図が、科学的専門技術的判断に基づく「将来生ずる事象の予測」としての「カルタヘナ法に基づく農林水産大臣及び環境大臣による承認判断」(同法4条)を争うという趣旨に出るものであるとしても、当該承認(行政処分)の判断過程には何らの違法もなく、公定力のみならず不可争力を有し、我が国の公的取扱いにおいては二義を容れない形で適法性が確定するに至っている以上(被控訴人準備書面(1)第1. 1(4)(7頁以下)及び同第2(10頁以下)参照)、全く無益かつ無意味な議論である。

他方、控訴人らの意図が、控訴人らが立証責任を負担する「本件実験栽培におけるディフェンシン耐性菌の出現」という具体的的事実の立証のために「本件紹介記事に関する被控訴人の所属研究員の主観的認識」を立証しようというのであれば、関連性がない議論と言わざるを得ず、本件紹介記事は証拠能力すら持ち得ない。すなわち、控訴人らの目論むところが「過去に耐性菌の話をしていたことを以て、その後耐性菌が発生していた事実が認められるものと扱う」というものであるとするならば、「殺人ミステリー小説の感想を話し合っていたことを以て、殺人の事実を認定する」と言うに等しく、一見して不合理な暴論と評さざるを得ない。いずれにせよ、控訴人らとしてなすべきは、自らが提唱した「人類滅亡仮説」なるものの合理的根拠及び当該仮説

が実現過程にあることを示す具体的な事実を客観的に提示することであり、被控訴人所属研究員の主観的な思索を意図的に曲解し、自己に都合のいい想像を膨らませることではない。

エ 以上のとおり、本件紹介記事は、「本件実験栽培によりディフェンシン耐性菌が出現した」という具体的な事実と何ら関連性がないものであり、証拠としての適格を有しない。もとより、「本件実験栽培によりディフェンシン耐性菌が出現した」などという具体的な事実は一切存在しないし、被控訴人としても存在しない事実について認識をもちようがない。

(3) 小括

したがって、控訴人らの無意味で無益な議論に擾乱されることなく、以上のような被控訴人の主張を支持し、被控訴人と同じ理解・認識に立ち、客観的にディフェンシン耐性菌は出現しない以上、被控訴人は「本件実験栽培によりディフェンシン耐性菌が出現する」などという認識を有していたことはない旨判示した原判決は、至当かつ正當な判断というべきである。

6 法律上も事実上も立証責任が転換されることはないこと

(1) 緒論

被控訴人が（原書を含め）控訴答弁書及び被控訴人準備書面（1）で論じてきたように、本件では、立証責任をどちらが負担するかを別としても、被控訴人が実施した黒田実験（乙19及び乙25）のみならず、控訴人らのイニシアチブで行われた本件鑑定でも、もともと主観的憶測だけで何ら科学的根拠のなかった「本件イネからディフェンシンが常時大量に漏出している」なる控訴人らの主張あるいは仮説が科学的にも完

全に否定されており、「ディフェンシン耐性菌は出現せず、控訴人ら主張の人類滅亡仮説も単なる思い込みや（遺伝子組換え技術に対する）主観的忌避観に基づいた空想に過ぎなかつたこと」が明らかとなっている。

しかしながら、控訴人らは、控訴人準備書面（3）等において、不適切な判例引用を行い、あるいは法源不明の「予防原則」なるものを援用して「ディフェンシン耐性菌の出現」についての立証責任転換の愁訴を繰り返すので、念のため、以下のとおり反論する。

（2）不適切な判例引用

ア 控訴人らは、伊方原発訴訟判決を援用し、ディフェンシン耐性菌問題について立証責任の転換を主張する。

イ しかしながら、伊方原発訴訟判決の援用の可否に関する控訴人らの主張は、「我々が通常食するカラシ菜の中に存在し、ヒトに危険を及ぼすことなどあり得ないディフェンシン」と「ヒトの生命・健康に悪影響を及ぼすことが明らかとなつてゐる放射能」とを強引に同列視したものであり、そもそも同判決が本件に対する援用の基礎を欠くことは、既に被控訴人準備書面（1）第1. 3（3）（14頁以下）で述べたところである。

ウ 付言するに、同判決は、「所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当」として行政庁に一定の裁量を認めた上で、当該行政裁量の統制に関する（事実上の）立証責任について判断したものであつて、科学的専門技術的判断に基づく「将来生ずる事象の予測」に関する行政処分の効力を争う取消訴訟に関するものであるのに対し、

本件は、「ディフェンシン耐性菌の出現の有無」あるいは「本件GMイネから水田水中へのディフェンシンの流出の有無」という「既に発生した事実の有無の検証」に関する通常の民事訴訟なのであるから、訴訟の性質が本質的部分において大きく異なるのであって、伊方原発訴訟判決は本件における援用の基礎を全く欠くものと言わざるを得ない。

	伊方原発訴訟判決	本 件 (ディフェンシン耐性菌問題 に関する部分)
訴訟 の 性質	科学的専門技術的判断に基づく「将来生ずる事象の予測」に関する行政裁量事項について、行政処分の効力を争う取消訴訟。	「ディフェンシン耐性菌の出現の有無」あるいは「本件GMイネの体外へのディフェンシンの流出の有無」という、「既に発生した事実の有無の検証」たる通常の民事訴訟。

(3) 「予防原則」なるものの援用が不適切であること

- ア また、控訴人らは、「予防原則」なるものを援用し、ディフェンシン耐性菌問題について立証責任の転換を主張する。
- イ しかしながら、「予防原則」なるものについては、違法性を根拠づける規範としては何らの法源も確認できず、また、当該原則に法律上はもちろん、事実上も立証責任転換の効果も読み込めないことについては、既に控訴答弁書第2. 3 (3) ウ (イ) (23頁以下) で詳述したとおりである。
- ウ なお、控訴人らは、控訴人準備書面(3)第3(8頁以下)で、被控訴人が控訴答弁書(23頁、下から7ないし3行目)において引用した東京高等裁判所平成20年3月31日判決について、i) 当該事件における控訴人の主張・立証の過程を分析し、あるいはii) 「予防原則の構造」なる議論を展開することにより論難し、「予防原則」なるものの援用を試みる。

しかしながら、i) 当該事件において当事者がどのような主張・立証を行ったかどうかにかかわりなく、当該東京高等裁判所判決が、一般論として、「科学的根拠の判断としない抽象的な危険性が存在し得ることを理由に『予防原則』といった観点から安全性を判断すべきであるとか、その観点からする安全性判断が不十分であることが違法事由となるとはいえない」と明言していることは明らかであり、当事者の主張・立証の過程の分析は意味をなさない。

また、ii) 控訴人らが主張する「予防原則の構造」なる4要件（①リスクの不確実性、②不可逆性、③晚発生、④越境性）自体が法源不明の規範であって、これをもって当該東京高等裁判所判決を論難することは妥当でなく、また、実質的にも『『予防原則』なるものを否定する判決について、『予防原則』を根拠に批判する』というトートロジーとなりかねないものであり、結局、控訴人らによる同判決への批判には何らの合理的理由も見出せない。

(4) 小括

したがって、本件について、伊方原発訴訟判決や「予防原則」なるものを援用することはできず、法律上も事実上も立証責任の転換はあり得ないから、この意味においても、控訴人らの主張を排斥した原判決には何らの違法も存しないのである。

なお、控訴人らは、控訴人準備書面(1)第2、9(8頁以下)において、「科学の研究者集団である被控訴人の道義的および法律的责任」などと題して、法を語るべき裁判手続において、被控訴人に「道義」上の責任まで追及する構えをみせる。

被控訴人としては、適正な審理を阻害しないため、あえて、「道義」に関する議論には踏み込まない。しかしながら、一点付言しておく。

日本の立法府・行政府が、国際的に熾烈を極める生命科学分野での研究開発競争にわが国としても乗り遅れることのないよう研究開発を進めることが国益に適うと判断し、かかる分野における研究開発が推進されることが国策として推進されている状況にあって、被控訴人としては、厳格なカルタヘナ法の手続をすべて遺漏なく履践しつつ、所属研究員の英知と頭脳を結集して、国費を投じた重要な研究を誠実に推進してきたのであって、また、本件のような理由も証拠も欠く訴訟の提起を通じたいわれなき非難を受けても、誠実に応訴活動を行ってきたのであり、研究者としても、裁判の当事者としても、十分道義に適う行動を貫き通してきた。したがって、少なくとも、控訴人らから「道義」云々を言われるべき立場にはないと思料する。

他方、「法的」責任に関しては、法源不明の「予防原則」に基づく立証責任の転換等が本件において適用されざることは、これまで論じてきたとおりである。

7 その他の控訴人らの主張について

(1) 「プロモーター」に関する議論について

そのほかにも、控訴人らは、控訴人準備書面(1)第3(9頁以下)において、「プロモーターの組み込み」について繰々言及している。

しかしながら、科学の専門用語により適当に粉飾して不安を煽ったところで、本件訴訟と関係ないテーマである以上、当該議論には意味が全くない。

いずれにせよ、当該議論が本件の主張・立証にいかなる関連性がある

のか不明であり、被控訴人としては、単なる余事記載として特段の反論を要しないものと思料する。

(2) カール・ジンマー著「大腸菌」に関する議論について

同様に、控訴人らは、控訴人準備書面(1)第4(13頁)において、「カール・ジンマー著『大腸菌』なる書籍について續々説明している。

しかしながら、科学の専門用語により適当に粉飾して不安を煽ったところで、本件訴訟と関係ないテーマである以上、当該議論に意味がないことは、前記(1)と同様である。

無論、「本件GMイネが、遺伝子組換え技術によって常時大量に大腸菌を漏出させる」等といった趣旨の主張を新たに展開するのであれば格別、そうでない限り、大腸菌は全く関係ない話である。

いずれにせよ、被控訴人としては、同じく単なる余事記載として特段の反論を要しないものと思料する。

(3) 控訴人らの遺伝子組換え技術に対する主觀的忌避観等の表れ

このように、本件の主張・立証といかなる関連性があるのか不明な言及や説明が延々と書き連ねられるという控訴人らの訴訟追行態度こそが、「控訴人らが、本件訴訟において、遺伝子組換え技術一般に対する不合理な忌避観や嫌悪の感情を法的主張に仮装し、自らの主張を司法の場で認めさせようという、一種の“運動”を行っているものではないか」との疑惑を生じさせる所以となっているのである。

第3 損害の不発生

1 これまで、被控訴人が述べてきたように、本件実験栽培には何らの違法もなく、したがって、控訴人らには何らの損害も発生し得ない。

- 2 換言すれば、控訴人らは人格権等を侵害される具体的な危険性に直面しているわけでもないのに、遺伝子組換え技術一般に対する主観的忌避観や嫌悪の感情に基づく思い込みにより、人類滅亡仮説なるものを空想しているに過ぎず、仮にかような空想に基づいて何らかの不安感を感じたとしても、それは法的保護ないし法的教済に値するような権利・利益とは言えない。
- 3 すなわち、仮にかのような空想に基づく不安感のようなものをもって本件実験栽培が違法であると評価されるならば、「日本中あるいは世界中の人が“不安感”を主張するだけで、自動車の走行やダム建設、宇宙開発といったあらゆる技術の実施に対する差止請求や精神的損害の賠償請求が可能となる」といった事態に陥ってしまうのであって、こうした不合理を排除するためにも、例えば本件実験栽培については、カルタヘナ法に規定される「農林水産大臣及び環境大臣による科学的専門技術的判断に基づく、事前の安全性承認の制度」が存するのである。
- 4 このように、本件においては、仮に「損害」の観点から検討したとしても、やはり控訴人らの主張ないし請求には何らの合理的理由も存しないのであって、この点においても原判決には違法は存在しない。

第4 遺伝子組換え作物に関する政策動向 ードリームBTジャパン

- 1 被控訴人は、控訴答弁書第2. 5「付記～本件GMイネ及び本件栽培実験の有する意義」(33頁以下)等において、被控訴人の法人としての使命や遺伝子組換え技術及び本件GMイネの有用性・不可欠性等を述べてきた。そして、遺伝子組換え技術並びに本件GMイネを含む遺伝子組換え作物は、我が国の近時の政策においても、その重要度をますます高めている。

- 2 平成20年12月、我が国のバイオテクノロジーを強化し、活力ある日本を創造して行くための具体的な方策を示すものとして、バイオテクノロジーに関連する関係閣僚と有識者からなる内閣府「BT戦略推進官民会議」において、「ドリームBTジャパン」(乙122)が策定された。
- 3 この中の冒頭言において、座長である本庶佑総合科学技術会議議員は、「世界的に遺伝子組換え作物(GMO)の実用化が進められており、その栽培面積は、23カ国で1億1,430万ha(日本の国土面積の約3倍、日本の耕地面積の約25倍)に広がっている。イネゲノムをはじめとする我が国の優れた研究開発力を、国民の理解を得ながら展開して行くことも、一層、重要となってこよう。」(乙122、1頁、本文16ないし19行目)としており、我が国における遺伝子組換え作物の重要性を強調している。
- 4 確かに、我が国では、「ゲノム解析や遺伝子組換え技術、抗体医薬、再生医療、RNA創薬などの分野で世界的にも優れた研究成果を挙げてきている」(乙122、1頁、本文7ないし9行目)ところである。
- しかしながら、我が国は、「このような研究成果を迅速に実用化するという面では、欧米に比べて遅れをとっている。特に、食料問題やエネルギー問題解決のために期待される遺伝子組換え作物(以下「GMO」という。)や、医薬品・医療機器の実用化の推進は喫緊の課題となっている」(同11ないし14行目)という状況なのである。
- 5 こうした状況を打破すべく、内閣府「BT戦略推進官民会議」は、「バイオテクノロジーの推進によって活力ある日本を築き上げるため、BT戦略推進官民会議として、関係の既存の取り組みとの連携に留意しつつ、現在のバイオテクノロジー分野における最重要課題を抽出し、11項目の強化方策からなる「ドリーム BT ジャパン(Drastic Reform with Effective and

Agile Movements for BT innovation in Japan : バイオテクノロジーによるイノベーション促進に向けた抜本的強化方策)」を取りまとめ(る)」(乙122、3頁、1ないし6行目)に至り、これを通じて、我が国は、遺伝子組換え作物を含むバイオテクノロジーの研究と実用化を推進する政策を打ち出したのである。

内閣府「BT戦略推進官民会議」は、「我が国の総力を結集し、この「ドリーム BT ジャパン」に取組み、21世紀の日本の未来を切り開いていくことを切に期待する」(同6ないし8行目)と続けている。

6 我が国のかような現状に照らしても、「説明会の開催等、情報提供等を通じて国民の理解が得られるよう最大限努めるとともに、カルタヘナ法上の諸手続を遵守して実施された本件実験栽培」が、控訴人らの「人類滅亡仮説なる何らの合理的・科学的根拠のない議論」のために違法とされるならば、「ドリームBTジャパン」により打ち出された我が国の方針は大きな打撃を受け、これにより失われる国益も計り知れないのである。

第5 結論

以上のように、控訴人らの控訴理由書並びに控訴人準備書面(1)ないし(3)には、原判決を取り消すべき何らの合理的な理由も不見当であり、客観的証拠に基づき極めて詳細かつ妥当な事実認定及び法律判断を行った原判決を覆すべき理由は一切存在せず、原判決は正当であることは明らかであるから、控訴人らによる本控訴は失当であり、直ちに棄却されるべきである。

以上